

# 廃棄物・リサイクル政策の国際化： 越境移動問題との関連性を中心に

阿 部 新

Internationalization of Waste Management and Recycling Policy:  
A Focus on the Relationship with Transboundary Movement Problem

ABE Arata

(Received September 28, 2012)

## 1. はじめに

日本では、1980年代から90年代にかけて香川県豊島などで産業廃棄物の不法投棄が大きな社会問題となった。この背景には、廃棄物の投棄実行者に対する監督や罰則、さらにはこれらに委託する排出者の責任が十分でなかったことがある。また、不法投棄に繋がる委託は一般的に処理料金が低い一方で、取引対象者を識別できないという情報の非対称性があり、排出者の責任が課されていたとしても、十分に識別できないという問題もあった。このような事情から、1990年代から2000年代にかけて廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の度重なる改正や各種リサイクル制度の制定がなされた。

一方、2000年代になると、E-wasteと呼ばれる電気・電子機器廃棄物などの越境移動が主な問題になってきた。背景には、新興国の経済成長と資源価格の高騰、使用済み製品の増大などが挙げられる。これには、製品の形を残したまま、一見中古品という財として流通しそうなものが国境を越え、輸入国などで不適正に分別、リサイクルされるものも多く含まれた。それは、バーゼル条約（Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal）の対象外となりうる中古品と見せかける手法を生み、国境を越える廃棄物の新たな問題になった。

E-wasteを巡る問題は日本国内でも2000年代以降に国際資源循環という名で研究がなされ、多くの論文、文献が出された<sup>1)</sup>。マテリアルフロー分析など実態の流れを把握する作業がされ、「見えないフロー」のように国内の流通が把握できないものの存在も明らかになった。2000年代半ばから後半は、国内のリサイクル法の見直しの段階にあり、その議論の際にも言及された。つまり、国内の法律において、海外への流通を考慮した議論が展開された。

国境を越える廃棄物問題の社会的な関心の高まりがある中で、日本政府の政策も国際化を視野に入れた取り組みが強まった。それは、2004年6月に日本政府がG8シーアイランドサミットで提案し、合意された3R（発生抑制、再使用、再生利用）イニシアティブおよびその後の閣僚会合等の動きも影響している。政府による国際化の取り組みは、経済産業省と環境省により、それぞれ進められてきた。

このような取り組みは、必ずしも日本で使用された中古品や使用済み製品の輸出先で引き起こす環境問題への対応を想定しているわけではない。資源の効率的な回収といった資源政策の

意味合いも当然ある。さらに、アジア各国で今後起こりうる大量廃棄も想定しており、課題は複合的である。そのため、関連する国際会議や事業が多く、どのような方向に進もうとしているのか捉えきれない状況にある。

このような背景から、本稿では、審議会の資料などを用いることで、政府の廃棄物政策の国際化の動きを整理する。とりわけ、中古品や使用済み製品の越境移動による環境汚染や健康被害に対してどのように対処しようとしているのかに注目することとしたい。

## 2. 廃棄物の越境移動問題

廃棄物の越境移動に関しては1980年代より世界各国で社会問題となっており、1989年に採択されたバーゼル条約の下、規制が存在する。この背景には、先進国で発生した有害廃棄物が途上国を中心に安価で引き取られて処分されていた実態がある。上述のように、当時日本国内では一部の処理業者が安価で産業廃棄物の処分を引き取り、不法投棄をする事件が相次いでいたが、それが国境を越えて展開されていたとも言える。

1990年代になって同条約の下で輸入国の承認により有害廃棄物は取引されるようになったが、日本でも承認がない状態で非合法に輸出されるものもあった。また、鉄スクラップなどの有価物に混ぜて輸出するなど、国内の制度と同様に、制度があったとしても監視の限界により取引がなされていた。あるいは、日本国内の不法投棄対策が強化されたことで、行き場を失った廃棄物が海外へ輸出されるという流れもあったと考えられる。

具体的に日本で起きた事件について記事を見ると、1988年に絶縁油としてポリ塩化ビフェニール（PCB）を使った使用済みの高圧コンデンサーやトランスを「鉄くず」として韓国に輸出しようとしている事件があった<sup>2)</sup>。また、1998年には名古屋市のアルミニウム二次精錬会社が、日本では産業廃棄物扱いとされる精錬後の鋳さいを有価物と見せかけて北朝鮮などに輸出しているという事件もあった<sup>3)</sup>。同年には、日本から中国へ大量に輸出された被服電線が現地で野焼きされ、ダイオキシン発生の恐れがあるとして問題となった。さらに、1999年にフィリピンのマニラ港で発覚したニッソー事件は、古紙と廃プラスチックという再生資源という名目で輸出されたものの中に、注射針や使用済み紙おむつなどの有害廃棄物が含まれているものだった。これらを見ると、廃棄物を有価物の中に混入させて移動するものや、有価物と見せかけて移動するものがあるが、いずれにしろ、国内の不法投棄と同様に監視や制度の網を潜った行為だった。

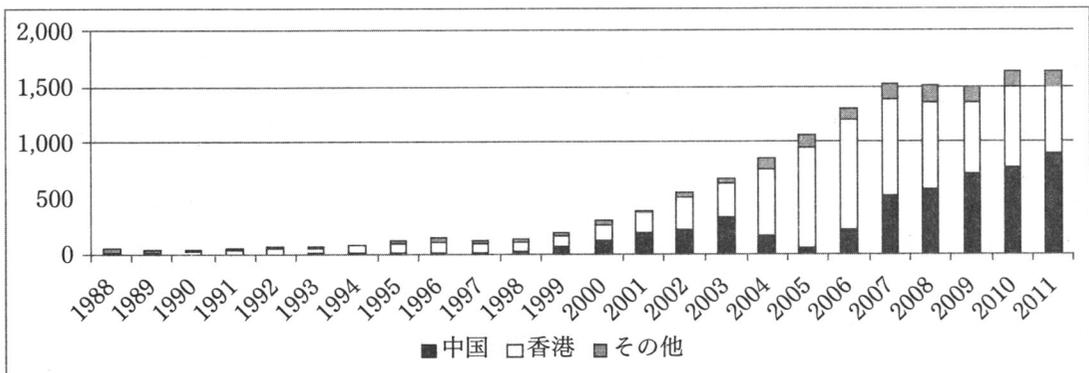


図1 プラスチックくずの輸出量の推移 (単位：万トン)

出所：財務省貿易統計より筆者集計

2000年前後は、プラスチックくずなど再生資源の輸出が増加し始めた頃であり（図1）、これと関連して事実上の廃棄物を輸出しているのではないかという論調が出てきた。読売新聞1998年6月20日では「日本、韓国などからは、油を含んだ自動車解体部品や被覆電線が有価物として中国に輸出されている。だが、処理施設がないためにリサイクル過程で電線の野焼きなどが行われ、大気、水質汚染が深刻だ」との専門家の指摘を報道している。朝日新聞2000年8月7日付記事では、韓国から異物混入のペットボトルくずが中国に輸出されている状況が報道され、日本で回収されたペットボトルも韓国と同じように異物混入問題が起きているかもしれないと言及されている。また、同記事では中古品の不正輸出の増加への懸念が記述され、「フレックなどリサイクル目的の再生原料輸出は監視を強めている。一番怖いのは『中古品』の輸出だ。これを取り締まる国際ルールはまったくない」との当時の通産省の越境移動管理官の言及が記録されている。

中古品に関しては、自動車やその部品のほか、家電や衣料など様々なものが伝統的に輸出されている。1980年代や90年代の記事を見ると、多くが輸出先で大切に使われていることを紹介するものだが、2000年前後になるとしだいに廃棄物問題として言及されるようになった。例えば、朝日新聞1999年12月25日付記事では、フィリピン向けの輸出される中古品に関して、「まだ使える中古家電を庶民が安く入手できるならいい。だが、ごみ同然のものが持ち込まれれば、環境への悪影響を輸出することになる。最近では中古のディーゼルエンジンも日本から輸入されているようだが、フィリピンを有害物質の捨て場にしてはいけない」との環境保護団体グリーンピースの言及も掲載されている。2000年12月29日付記事では、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の施行を控え、後払い方式の料金体系では、不法投棄のほか、中古品の輸出も増加すると指摘し、「価値の低い中古品は廃棄物と紙一重で、「事実上のごみ輸出」になる懸念がつきまとう」とある。

これらの背景として、上述のニッソー事件などにより、廃棄物の輸出が社会問題としてあったことが大きいと考えられる。他にも家電リサイクル法が制定され、リサイクル料金の後払いにより輸出が増えるのではないかという指摘があった。また、産業廃棄物の大規模不法投棄が次々と発覚し、それを如何にして処理するか、あるいは予防していくかという時期でもあった。

2002年2月、アメリカの環境保護団体が『Exporting Harm』というタイトルのレポートを発表した（The Basel Action Network and Silicon Valley Toxics Coalition, 2002）。これは、アメリカほか先進国から中国に輸出された使用済み電子機器などが現地で不適正に分別されている様子を記録したものである。この実態は、日本にもすぐに伝えられ、その後同様のものはテレビ放映などもされた。同時に使用済み製品の輸出を問題視する研究が増加し、多くの成果が出された。それ以前も有害廃棄物の越境移動とバーゼル条約に関する研究はあったが、有償で財として国境を越える使用済み製品の新たな問題として注目された。

### 3. 「循環経済ビジョン」から「資源有効利用促進法の施行に向けて」

上記のような動きがある中で、政府はどのように対応したのだろうか。1999年7月、当時の通産省産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会と地球環境部会の合同基本問題小委員会は「循環型経済システムの構築に向けて」（循環経済ビジョン）をまとめた（通産省環境立地局編、2000）。同小委員会は、1998年に設置され、1998年6月15日から1999年6月14日まで合計9回の会合で、循環型経済システムのあり方と個別製品分野ごとの対策について議論を行った。この内容を見ると、最終処分場の制約や資源の制約などの課題があげられ、3Rの考

え方を示し、制度の整備や事業者への支援、個別物品の課題や対策などが記され、国内の廃棄物問題に視点を当てていたことがわかる。

ただし、海外を意識した記述もわずかながらある。例えば、「現状認識」において、日本がイニシアティブを發揮し、世界に先駆けて一つのモデルとしての循環型経済システムを提示すること、環境への負荷の小さい先進的な製品・サービス・技術を国際社会に提供していくことは大きな意義があるという記述がある。また、途上国で今後予想される環境負荷に対して、グリーンエイド・プランの実施等を通じて環境・エネルギー関連技術の国際的な移転・普及を図っていく必要があるとしている。さらに、3R推進のための「国際的対応」の課題として、「循環型経済システムの構築は、国内だけの取組によって実現するものではなく、地球規模での取り組みや国際的なレベルでの物質循環を視野に入れた技術開発を促進する必要がある」とあり、この時点で既に国境を越えた対応の必要性が認識されていたことがわかる。

政府は、「循環経済ビジョン」を踏まえて、2000年にリサイクル法（再生資源の利用の促進に関する法律）を改正し、新たに資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）を公布した。その後、2001年4月の施行に向けて、同年1月に産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会は、「資源有効利用促進法の施行に向けて」を取りまとめた。同小委員会は、2001年1月に中央省庁とともに再編されたもので、旧通商産業省の産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会を引き継いだものである。「資源有効利用促進法の施行に向けて」は、主として旧「廃棄物・リサイクル部会」で議論された内容であり、新「廃棄物・リサイクル小委員会」がこれを引き継いで報告した形となっている。

ここでは、先の「循環経済ビジョン」を踏まえて、資源有効利用促進法の公布が行われたことが言及され、その施行に向けて、産業構造審議会が2000年6月より同法の対象となる業種・製品や事業者に求める取組の内容について検討を開始したことが記されている。その内容を見ると、主として資源有効利用促進法の対象業種・製品と判断の基準の内容、事業者に求める取組の内容であるが、最後に「これらは循環型社会の形成に向けた制度の整備の第一歩であり、今後更なる課題に取り組んでいくことが必要」とし、課題を4つ示し、その1つに「我が国が循環型社会の形成を目指した制度を整備する上で諸外国の環境政策等との調和を図っていくこと」と述べている<sup>4)</sup>。

これは、ある意味「国際的対応」を意識したものであるが、輸入品についても3Rへの配慮を求めることを検討することが必要とするものである。つまり、輸入されたものが、日本国内で使用され、使用済み製品として回収される際の問題を想定するものであり、日本から流出していく循環資源の問題はこの時点では想定されていない<sup>5)</sup>。

#### 4. 企画ワーキンググループ

「資源有効利用促進法の施行に向けて」が出された半年後の2001年7月、第2回廃棄物・リサイクル小委員会が開かれたが、そこで新たに企画ワーキンググループが設置された。この企画ワーキンググループは、上記の「資源有効利用促進法の施行に向けて」を受けたもので、その第1回に示された資料では「資源有効利用促進法の施行に向けて」で示された課題が言及され、それをもとにして3つの個別論点が提示されている。

この個別論点の1つに「循環型社会の国際的側面での対応」が位置づけられており、問題意識に「製品輸入に係る措置の検討」「再生資源・中古製品等の輸出実態を踏まえた対応」があげられている<sup>6)</sup>。「資源有効利用促進法の施行に向けて」において示された「循環型社会の国

際的側面での対応」は、輸入品の扱いや他国の制度との調和を検討する意味での国際的な対応であった。この企画ワーキンググループはそれを受けたものとはいえ、それまでは記述されてこなかった日本からの輸出について初めて言及したものだだった。

2001年7月という、『Exporting Harm』の発表およびその後のテレビ放映よりも前の時期であり、これらが影響したわけではない。第2節で述べたとおり、この当時はニッソー事件、廃棄物処理法の強化、再生資源の輸出増大、家電リサイクル法の施行などがあり、他にも自動車リサイクル法制定の検討もされていた。これらにより、使用済み製品や中古品の輸出に関する問題意識が少なからずあったものといえる。

この問題意識の記述には、「これまで廃棄物・リサイクルは、主に国内問題としてその問題解決が行われてきたが、市場の国際化による上記のような状況を踏まえ、再生資源・中古製品等の輸出実態の把握を行い、我が国の廃棄物・リサイクル政策上どのように評価・位置付けをしていくことが適当であるか検討すべきではないか」とある。また、「一方、市場原理に基づいて動脈分野が国際化する中で静脈分野についても国際化するのは自然な流れであり、リユース・リサイクル市場の拡大となる反面、輸入国において最終的に不適正な処理が行われたり、実態は廃棄物そのものの輸出に近いような場合には問題があること、特定の国・地域に過大な量が集中して輸出されている場合には当該国・地域に何らかの支障が生じた際にモノの流れが詰まるリスクがあること等を考え併せた場合、全体として「輸出」をどのようにとらえていくことが適当か」といった輸入国での不適正処理を認識し、問題視していることがうかがえる。

同ワーキンググループの取りまとめとして、2002年2月に「循環型経済システムの高度化に向けて」が報告されている。そこでは、循環型経済システムの高度化に向けて克服すべき課題の一つに「3Rの取組に関する国際的側面での対応」を挙げ、再生資源や使用済み製品の輸出に関するデータを示しながら、「我が国において循環型経済システムを構築していくためには、国内の3R政策を高度化させることと併せて、海外との製品・素材の輸出入の位置づけを含めた今後の政策のあり方について検討することが必要となっている」と記述している。そのうえで、同報告書は15のアクションプランを提示し、「3Rの取組に関する国際的側面での対応」では、「再生資源・中古製品等の輸出実態を踏まえた対応」「リサイクル政策のグローバル化及びリサイクル産業の国際展開」「製品輸入に係る措置」の3つのアクションプランを提示している。

「再生資源・中古製品等の輸出実態を踏まえた対応」での基本的な考え方は、「技術的・経済的に可能な範囲で、国内の循環型経済システム構築を目指すことが基本」とするも、「一部の再生資源や中古製品において進展している輸出の動きについては、バーゼル条約の遵守を前提とし、海外での不適正処理の温床とならないよう注意しつつ、国内リサイクル政策とのバランスに留意しながら国内システムの構築を図った上で、国際マーケットの整備を含めた対応を図っていくことが必要である」とする。そして、まずは実態把握に重きを置いている<sup>7)</sup>。

一方、他のアクションプランの「リサイクル政策のグローバル化及びリサイクル産業の国際展開」では、「アジア等における循環型経済システムの構築への協力」というものが掲げられている。これは、企画ワーキンググループが設置された当初にはなかった新たなテーマである。その内容を見ると、アジアなどで循環資源の回収システムの構築や再生資源の利用、現地部品企業の環境配慮などへの技術対応において日本企業が一定の役割を果たすことが重要であると。そして、具体的なアクションプランは、日系企業の現実のニーズやアジア諸国の技術的能力等を調査すること、グリーンエイド・プラン等の経済・技術協力の活用を図ること、現地

部品企業等からの国際的なグリーン調達が進むよう、情報面等の環境整備を図ることが示されている。

## 5. アクションプラン以降

これらのアクションプランを受けて、経済産業省は、実態調査を実施し、1年を経て開催された第3回廃棄物・リサイクル小委員会（2002年7月18日）では、アクションプランで提示された項目の中間報告がされている。この資料「企画ワーキンググループ中間取りまとめのアクションプランの取組状況」を見ると、「再生資源・中古製品等の輸出実態を踏まえた対応」の取組状況において、「製品や素材毎に中古製品や再生資源の輸出について、実態調査を行った。また、環境省では、近時、再生利用できる廃棄物について輸出したいとの相談が増えていることから、審査基準の明確化を図るため、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の環境大臣の確認に係る審査基準等の案を作成し、パブリックコメントを募集しているところ」とある。

廃棄物・リサイクル小委員会は、2002年10月から12月の短期間で計4回（第4回～第7回）開催されている。第4回（2002年10月3日）の配布資料「廃棄物・リサイクル小委員会における検討課題について」では、「循環型経済システムの高度化に向けて」の具体化に向けて検討がされているが、検討課題の個別論点は、「拡大生産者責任による3R対策の一層の推進」「設計・製造段階での環境への配慮の徹底」「地域における循環型経済システムの構築の促進」であり、国際的な視点は、EUの規制の動向が示されるのみで、アクションプランで提示された再生資源や中古品の輸出に関する記述はここにきてなくなっている。また、第5回（2002年10月29日）の配布資料「3Rの推進の観点から見た循環型経済システムの論点」での論点でも、上記と同様の論点であり、国際的な視点に関しては、環境に配慮した製品設計の規格化と日本の評価基準・方法の国際的な定着への働きかけに関するのみ記述がある程度で、これまで出てきた視点が見当たらず、あたかも廃棄物・リサイクル政策の重点が変わったかのように見える。

しかし、第4回の議事録を見ると、委員から「貿易財としての廃棄物をどう考えるかという議論を始めてもよいのではないか」「輸出入に係る問題は明示的には出ていないが、出すことも必要なのではないか」などの意見が出ている<sup>8)</sup>。また、第5回でも、「2国間協定、国ベースでのインフラ整備を進めていく中で、広域的なリサイクルを進めていくことができないか」といった意見が残されている<sup>9)</sup>。

これらへの対応として、事務局の経済産業省の回答を見ると、海外とりわけアジアを視野に入れることの重要性を十分に認識していることがわかるが、課題が大きいと、中期的な課題としたいとの意向が窺える<sup>10)</sup>。しかし、これらの意見が出てきたこともあってか、第6回廃棄物・リサイクル小委員会（2002年11月25日）の配布資料「論点ごとの課題と政策対応の整理」では、同じく拡大生産者責任など国内対策の3つの論点を上げているが、「設計・製造段階における環境配慮の徹底」における「今後の課題と政策対応」に「再生資源・再生部品の輸出のための環境整備」を記述し、アクションプラン以降明示されなかった海外の視点、特に輸出に関わるものが再び扱われている。そして、「バーゼル条約や廃棄物処理法等の関連条約・法律の整理を行うことが必要ではないか」「バーゼル条約の規制対象物を輸出する場合には、行政当局間での輸出入、利用に関する取決めが行うことが必要ではないか」「アジアにおける廃棄物処理状況やインフラ整備状況の把握することが必要ではないか」「日本からアジアへのリサ

イクル技術の移転を行うことが必要ではないか」と課題を列挙している。

第7回の廃棄物・リサイクル小委員会（2002年12月17日）では、「今後取り組むべき3R対策の重点課題」が示されている。そこでは、課題が8項目になっており、そのうちの 하나가再生資源の輸出であり、再び重点項目に含まれている。具体的には、「再生資源の輸出のあり方について、アジア各国の法律、廃棄物処理やインフラ整備の状況、行政当局間での再生資源の輸出入、利用に関する取決めなどについて調査・検討を進め、これを踏まえて、必要な環境整備を行う」「今後とも技術的・経済的に可能な範囲で国内の循環型社会構築を目指すことを基本としつつ、一部の再生資源や中古製品において進展している海外への動きについては、バーゼル条約の遵守を前提とし、海外での不適正な処理の温床とならないよう注意しつつ、対応を図ることが必要」と記述されている。

これらの短期間にわたる開催を経て、第8回の廃棄物・リサイクル小委員会は、やや月日を経て9か月後に開催されている（2003年9月8日）。そこでは、「3R対策の重点課題と取組状況について」が示されており、「今後取り組むべき3R対策の重点課題」を受けて、進捗状況が整理されている。このうち、その他の項目に「再生資源の輸出実態の把握」において「我が国からアジア各国への輸出が急増しているいわゆる再生資源について、まずは中国への輸出実態を把握するための調査を環境省と共同で実施」とある。その次の第9回は、さらに8か月を経て開催されているが（2004年5月27日）、ここで専門的に審議する場として国際資源循環ワーキンググループの設置が提案されている。これ以降は、後述のとおり、国際資源循環ワーキンググループにおいて議論が展開され、廃棄物・リサイクル小委員会は第10回～第12回の短期間で行われているが（6月29日、7月23日、9月17日）、議題は、主として廃棄物マネジメント（産業廃棄物の処理委託）の問題であった。国境を越えるリサイクルの問題は、ひとまず、国際資源循環ワーキンググループに委ねたと考えられる。

## 6. 国際資源循環ワーキンググループ

経済産業省は、2004年6月に産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会の下部組織として国際資源循環ワーキンググループを設け、2004年6月18日（第1回）から10月5日（第5回）まで国際資源循環に関する議論を行った。この第1回の配布資料ではG8シーランドサミット終了後10日程度であるにもかかわらず、3Rイニシアティブについての記述があり、これを意識していることがわかる。

また、国際資源循環ワーキンググループの設置に関する第9回廃棄物・リサイクル小委員会（2004年5月27日）配布資料「国際資源循環ワーキンググループの設置について（案）」を見ると、この検討の背景として以下のように状況の変化が起こりつつあるとしている。

- ・近年我が国では既存の素材産業のポテンシャルを活用して廃棄物から有用資源を回収してきており、これにより海外で処理困難な廃棄物についても同じく適正処理が可能であること
- ・リサイクルにより廃棄物から有用資源となったものについては国内のみならず海外においても循環資源として活用すべきとの要請が高まってきたこと
- ・企業の社会的責任の観点から海外に進出している日系企業において国内と同様の廃棄物の適正処理・リサイクルを実践しようとする動きが進みつつあること

ここでは、日本から再生資源や使用済み製品、中古品が増大し、それが輸出先で環境汚染、健康被害をもたらしているという問題を明示しているわけではない。また、この段階では、検討課題は3つとし、①アジア各国からの日本という適正な資源循環、②日本からアジア各国という適正な資源循環、③アジア現地進出日系企業における適正な廃棄物処理・リサイクルの促進とある。再生資源や使用済み製品の輸出がもたらす問題は、②に含まれることが想定されるが、その中の記述に「仮に国境を越えてリサイクルが行われる場合でも、相手国において国内と同等の処理・リサイクルが行われることが大前提ではないか」とあるように、国境を越えたリサイクルを「仮に」として前面に出すことをせず、使用済み製品や中古品の輸出をどうするかというよりも、アジア各国で起こる廃棄物・リサイクル問題をどうするかに重きを置いているように感じられる。

しかし、この資料が配布された1か月後の第1回の国際資源循環ワーキンググループでは、輸出の問題を明確に示している。具体的には、配布資料「国際資源循環に関する現状と論点」の中で、国際資源循環問題には多様な論点が含まれるが、①循環資源の我が国への輸入に関する論点、②循環資源の我が国からの輸出に関する論点、③アジア域内での資源循環システム構築に関する論点といった3つの視点に従って論点を整理していくとする。そして、循環資源輸出の現状について、循環資源の中国向け輸出が急増している一方で、資源需要の増大に素材産業の成長が追いついていない状況であること、日本から輸出された循環資源・中古品が、中国ほか現地で不適正処理され環境汚染を招くケース等の問題も生じていることなどが記述されている。他方で、日本の国内リサイクル法で回収された循環資源の需要が海外に求められる構図も出現し、国内リサイクルに影響を及ぼすようになってきているとも記されている。

そして、主要な検討課題を以下の通りとしている。まず、国内リサイクルシステムとの関係上、輸出をどう捉えていくべきかについては、「輸出を積極的に認めていくべき循環資源」「輸出先で不適正処理につながりにくい循環資源」「産業構造上、国内で利用先が見つかりにくい循環資源」の検討、また、輸出を行っていく上での制度的課題については、循環資源輸出の際の障壁の特定、輸出先での適正処理を確認するための仕組み、輸出先から突然受入れを停止された際の対応といった検討課題が示されている。

同ワーキンググループの取りまとめは2004年10月に報告書「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて」として出されており、書籍化もされている（経済産業省、2005）。ここでは、国際資源循環の課題として、①汚染性の問題（廃棄物等に係る不適正処理を如何にして根絶するか）と②資源性の問題（資源有効利用を如何にして促進するか）の両立を指摘し、「今後の総合的な施策展開の方向性」として、(1)政策対話の実施、(2)情報の共有化、(3)アジア各国における循環型経済社会の構築に向けた支援、(4)アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策という4項目を挙げている。また、長期的に時間をかけて対応すべき問題と、短期的にも解決していくべき問題を区別し、短期的には「廃棄物処理・リサイクルに伴う環境汚染の防止の厳格化（廃棄物等の処理技術の普及も含む）」に取り組むとともに、中長期的には「アジア各国国内における循環型経済社会の構築」「アジア域内における資源循環ネットワークの構築」について、並行的に対応を進めていくべきであるとする。(1)から(4)の各項目では、さらに詳細に課題、方向性が示されている。その中で、トレーサビリティが確保された資源循環システムの検討や、アジア各国間で関連規制や政策の動向、廃棄物処理・リサイクル産業の発展状況に関する情報の共有、廃棄物等や循環資源の越境移動を把握するための統計の整備、アジア各国間で廃棄物処理・リサイクル関連事業者の過去の違反事例等の情報の共有な

どが短期的な取り組みに関わってくると考えられる。課題や論点が多いが、ここでは短期と中長期という時期により課題を区別した点が注目される。

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会では、第9回（2004年5月27日）で国際資源循環ワーキンググループを設置した後、第10回、（2004年6月29日）、第11回（2004年7月23日）、第12回（2004年9月17日）の議題は、排出事業者による廃棄物・リサイクルガバナンスや各種リサイクル法の報告など、国内対策に一気に切り替わっている。第13回（2005年10月13日）に国際資源循環ワーキンググループの報告があるが、それ以降はそもそも小委員会の開催がなく、第14回（2006年10月17日）の審議以降、次の第15回が開催されたのは5年後の2011年11月8日である。経済産業省による廃棄物・リサイクル政策の国際化は、2004年で一区切りとなり、後述で見るように、それを引き継ぐかのように環境省の取り組みが開始されるのである。

## 7. 環境省の国際化

環境省は、もともとバーゼル条約の関連から有害廃棄物の越境移動に関わってきた。『環境白書』または『循環経済白書』にも1990年代より有害廃棄物の越境移動やバーゼル条約に関する記述はある。しかし、毎年同じような内容で、日本の廃棄物の輸出が社会問題になり、何らかの変化が起きていることを捉える記述は見当たらない。ようやくそれまでと異なった内容が出てきたのは平成14年版の『循環型社会白書』である。ここでは、再生資源の輸出に関する記述があり、貿易統計により日本のプラスチックくずの輸出データが示され、中国への世界各地から鉄くずやプラスチックくずなどが流入しつつあるとする。そして、これに続いて、使用済製品の中国向け輸出についても関心が高まっているとある。また、鉄くずやプラスチックくずなどの再生資源の有害物質の混入問題があり、中国における監視の強化や法制度の整備、リサイクルタウンの設置などの取り組み、中国でリサイクルできる仕組みを確立しようとする日本企業の試験的な取り組みなどを紹介している。

このような実態への認識がある一方で、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、再生資源や中古品の輸出は長らく議題にはならなかった。その第1回（2001年4月16日）に示された資料「廃棄物処理・リサイクルの現状と課題」では、廃棄物と取り巻く状況として、①最終処分場の残余容量のひっ迫、②廃棄物の不法投棄の小口・多発・悪質化、③大都市圏で発生した廃棄物の圏域外処理による大都市圏と地方の対立、④廃棄物処理施設への住民の不信、⑤過去の負の遺産であるPCB廃棄物の紛失による環境汚染のおそれをあげている。第2回（2001年8月8日）の配布資料「廃棄物・リサイクル制度の基本問題について」でも、廃棄物の定義・区分の在り方や拡大生産者責任の在り方、リサイクルに係る廃棄物処理業・施設に対する規制の在り方などの国内の廃棄物問題を検討課題としている。背景として示されているように、2000年に廃棄物処理法の改正がなされ、各種リサイクル法が整備されつつある中で、環境省は、廃棄物の定義などの国内の廃棄物処理における「残された課題」に取り組んでいた。

これらの課題について、同部会において「廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会」が設けられ、2001年9月18日から12月18日まで合計9回の会議が開催されている。この結果は、「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する検討結果について」として、第3回の廃棄物・リサイクル部会（2002年1月18日）に報告されたが、内容は、廃棄物の定義、廃棄物の区分、リサイクルに係る廃棄物処理業・施設に対する規制、排出者責任、拡大生産者責任などについての検討結果であった。2001年の段階で、経済産業省の議論に海外の視点が出てきている一方で、

廃棄物・リサイクル部会では、海外に関する記述はなかった。

同部会は、その後、2002年2月1日から3月22日の短期間で第4回から第8回の合計5回の会合が開催された。主に、上記の検討結果に対する質疑応答と中間取りまとめの審議である。それらを基にして、2002年3月22日に「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ」が発表されたが、これも上記と同様で国内の論点を整理したものである。

この中間取りまとめはパブリックコメント、関係団体からのヒアリング（第9回、第10回廃棄物・リサイクル部会）、さらに別途設置された産業廃棄物行政に関する懇談会、不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会の報告、廃棄物・リサイクル制度専門委員会での検討結果を盛り込み、2002年10月18日（第11回）に「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する制度面の見直し等について（報告）」、2002年11月22日（第12回）に「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」としてより一層論点が絞られた。国内の廃棄物の重要課題を抽出したものであり、それ自身が示した成果、意義は大きい。ただし、その範囲はこれまでと同様で、あくまでも国内で流通する廃棄物を念頭に置いている。

第13回の廃棄物・リサイクル部会は、第12回の半年後の2003年6月24日に開催されており、改正廃棄物処理法や産廃特措法、廃棄物処理施設整備計画などについて審議されている。それ以降も、「『環境立国』実現のための廃棄物・リサイクル対策」について（2003年8月29日）、「今後の廃棄物・リサイクル対策に係る検討事項」（第15回配布資料、2003年11月19日）、「廃棄物・リサイクル対策に係る個別課題」（第16回配布資料、2003年12月22日）、「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について（意見具申）」（2004年1月28日）なども公表されたが、廃棄物の広域処理、不法投棄撲滅（電子マニフェストや優良業者育成など）、廃棄物処理施設の整備といった、やはり国内で流通する廃棄物の議論である。さらにそれ以降は市町村の一般廃棄物処理の在り方や容器包装リサイクル法の議論となっており、経済産業省がワーキンググループを設け、議論した2004年頃になっても海外に流出する問題に関して、廃棄物・リサイクル部会の議題にもなく、動きはなかった。

2005年4月26日、第31回廃棄物・リサイクル部会において、3Rイニシアティブ閣僚会合の案内があった<sup>11)</sup>。この閣僚会合で日本政府は「3Rを通じた循環型社会の構築を国際的に推進するための日本の行動計画」（ゴミゼロ国際化行動計画）を発表した。これを契機に3Rイニシアティブが本格的に始動したが、同部会において国際化に関わる動きが出てきたのはこのあたりからである。

ゴミゼロ国際化行動計画では、「東アジアにおける循環型社会の形成」というものが盛り込まれている。これは具体的には、東アジア循環型社会ビジョンの策定や研究ネットワークの構築、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク、二国間政策対話の推進などを含むものである。閣僚会合のフォローアップは、2006年3月6日から8日に開催された3Rイニシアティブ高級事務レベル会合である。

環境省は、3Rイニシアティブ高級事務レベル会合に先立ち2005年11月から翌2006年2月に国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会を立ち上げ、議論を開始した<sup>12)</sup>。経済産業省が先行して行ってきた中で、環境省は管轄外であるかのようにこの問題にあまり関与せず、国内の課題に重点的に取り組んできたが、ここにきて急速に再生資源や中古品の輸出を巡る議論を前面に出してきた。

同専門委員会の第1回の資料「アジア地域における循環型社会形成の検討について」を見ると、設置の背景として、アジア各国の急速な経済発展に伴う国内の廃棄物問題とともに、循環

資源の国際的な移動と輸入国における環境汚染の懸念について言及されている。検討事項は、以下の項目である。

- ・ 日本の廃棄物管理・リサイクルにおける経験
- ・ 中国や韓国等アジア諸国における廃棄物管理・リサイクルの現状と課題
- ・ 国際的な資源循環の実態とその確かな把握方策
- ・ 廃棄物等の性質に即した適正な国際的資源循環の考え方とその確保の枠組み
- ・ アジアにおける循環型社会の形成による環境と経済の両立

この専門委員会は、2006年2月に中間報告「国際的な循環型社会の形成に向けた我が国の今後の取組について－東アジア循環型社会ビジョンの共有へー」を出した。その報道発表資料を見ても、翌月（2006年3月）に開催される3Rイニシアティブ高級事務レベル会合と2008年7月のG8洞爺湖サミットが意識されており<sup>13)</sup>、同専門委員会の背景に、上記のような国際会議を控え、日本の取り組みを発表し、アジア諸国に提案していく姿勢を示す準備が必要だったことがあげられる。

上記の中間報告の冒頭に、「循環資源の国際的な移動は急激に増加し、各国内でも循環資源の不適正な利用・処分に起因する環境汚染の問題が指摘されている」とあるように、日本からの循環資源の移動とそれがもたらす環境問題はこの時点でも重視されていることがわかる。同委員会の設置の際に経済産業省の議論の継続性は見えなかったが、報告書を見ると、経済産業省の国際資源循環ワーキンググループの報告書なども参考にしたと書かれてある。

報告書の第1部では、日本の廃棄物処理政策や技術などの経験を書いており、第2部において循環資源に関わる課題を示した後、「循環資源の国内処理と国際移動に関する原則」をあげている。この「循環資源の国内処理と国際移動に関する原則」が同委員会において出てきた新たな視点である。

具体的には、まず、環境汚染の危険性が高いものを中心に、発生国の国内で適正に処理することを原則とすべきとし、各国内の適正処理能力を向上させていくことを最優先にする。そして、国際的な移動が行われる場合も、それによって環境負荷が低減されることが重要とし、こうした前提を満たす場合に、資源の有効利用を進めていくことと考えるのが適当であるとしている。つまり、E-wasteなどの循環資源の流通の問題に対しては、(1)途上国など輸入国側の制度構築やインフラ整備を優先事項とし、そのうえで、(2)日本側の輸出管理の強化をすることが示された。経済産業省の報告書では、短期または中長期という区分がされていたが、ここでは時期に関係なく、優先順位を明確にしている。

ただし、取り組みに関しては、並行して行うことが重要であるとし、「国際的な循環型社会形成の取組に当たっての基本方針」として、まず、①東アジア地域において、現在不足している循環資源の適正な利用・処分能力を向上させ、同地域全体における環境保全・資源活用のキャパシティーを向上させていくことが重要であるとし、これと合わせて、②循環資源の適切な越境移動を管理するためのシステムを充実させていくべきであるとする。特に、循環資源の不法な輸出入の防止等を図っていくことが不可欠とする。さらに、③上記の2点の取組により環境保全が確実に行われ、東アジア地域全体でみて、より環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、循環資源の国際的な移動を円滑化していくことも重要である。

これらの具体策は、以下のように詳細に書かれてある。

#### ① 東アジア地域等における循環資源の循環的利用・処分の実現

- ・ 政策対話の実施や計画策定の支援
  - ・ 循環的利用・処分の能力の向上
  - ・ 研究ネットワーク等の知識・技術基盤の整備
  - ・ 地方公共団体やNPO・NGOによる取組の促進
  - ・ 他の環境分野との連携の促進
- ② 循環資源の不法な輸出入等を防止する取組の充実・強化
- ・ 循環資源の国際移動の現状把握・分析の高度化
  - ・ 国際機関・諸外国と連携した規制対象物品の明確化
  - ・ 循環資源等のトレーサビリティの向上
  - ・ 不法輸出入防止に向けたネットワークの充実
  - ・ 我が国の知的財産権侵害の防止
- ③ 環境保全上望ましい形での循環資源の国際的な移動の円滑化
- ・ 循環資源の輸出入の円滑化の検討
  - ・ アジア共通の有害廃棄物のデータベースの構築
  - ・ 再製造品等に対する貿易障壁低減の検討

## 8. その後の取り組み

環境省の考え方は、2006年3月の3Rイニシアティブ高級事務レベル会合以降、G8洞爺湖サミットに向けた動きの中で基本的に変わらない。例えば、2007年6月には日本の環境政策の方向を明示した「21世紀環境立国戦略」の中で、「3Rを通じた循環型社会の構築」が掲げられ、「アジアでの循環型社会の構築に向けた取組」や「日本提唱の3RイニシアティブのG8での推進」などが盛り込まれている。また、2008年3月に第2次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定したが、ここで掲げられた4つのポイントのうち一つを国際的な取り組みとし、国際的な視点から3Rの推進に関する日本の主導的な役割や東アジアにおける適切な資源循環のための施策の必要性が盛り込まれた<sup>14)</sup>。さらにG8洞爺湖サミットに先立ち、2008年5月に環境大臣会合があり、日本を議長国として神戸3R行動計画をとりまとめたが、ここで日本は、「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を発表し、アジア全体での循環型社会の構築のための政策対話や技術・経験の移転、情報共有、人的ネットワークの必要性を挙げた。

2008年のG8洞爺湖サミット以降も、日本の考え方は変わらず、廃棄物処理・3R担当部局間でアジア各国と具体的な対話を進めている。2009年5月は「第3回日中廃棄物・リサイクル政策対話」を実施し、E-wasteや医療廃棄物などの適正管理についての具体的な協力の可能性の検討や、廃棄物の輸出入管理に関する日中の関係省庁間の連携等を話し合った。同年6月には「第3回日中資源循環政策対話」を実施し、日中循環型都市協力の進捗状況について情報共有するなどした。さらに、8月に韓国との間で「第4回日韓廃棄物・リサイクル政策対話」を実施し、循環基本計画、電気電子製品・自動車のリサイクル等について両国の政策の概要や課題を説明し、意見交換を行った。

都市間での協力もある。アジアエコタウン協力（循環型都市協力）事業は、2007年度から進められてきており、日本のエコタウン整備の経験・ノウハウをアジア各国に移転するなどの事業を行っている<sup>15)</sup>。これは、単なる経験やノウハウの移転ではなく、日本のリサイクル産業の海外展開を支援するものである<sup>16)</sup>。このリサイクル産業の海外展開については強化の方向にあり、環境省（2011）では、日本の静脈産業には、「現在の高水準の技術から必要最低限の機

能に限定した技術まで多様な技術の蓄積がある」とし、2011年度において日本の静脈産業の海外展開を積極的に支援するための事業を行うこととするとある。具体的には、海外展開を目指す先行静脈産業グループに対して事業展開の実施可能性調査等を支援するとともに、次世代の静脈産業を育成するために企業の新たな循環ビジネスモデルの確立支援を行うという。

## 9. まとめ

2000年代になり、使用済み製品や再生資源の輸出の増加および廃棄物の不適正な輸出の動きがより一層注目される中で、日本の政府は実態を認識しつつも、政策的な対応の議論には慎重であった。経済産業省の産業構造審議会等の資料上でも、早くから課題に挙げられていたが、中期的な課題であるとして深く議論せず、具体的な作業は実態の把握に留まっていた。政策的な対応の議論がされるようになったのは、2004年6月の経済産業省の国際資源ワーキンググループからである。ここにおいて、課題とともに具体的な作業が整理された。その後、日本の廃棄物・リサイクル政策の国際化は、経済産業省を引き継ぐかのように2005年頃から環境省が取り組んでいる。

度重なる議論の結果、処理における優先順位が明確化された。それは「循環資源の国内処理と国際移動に関する原則」と呼ばれるものである。E-wasteなどの使用済み製品や中古品の越境移動については、まずは発生国内での適正処理を原則とし、そのうえで、日本側の輸出管理の強化をする。廃棄物の発生国内での適正処理を実現するために、輸入国側の制度や産業等を構築、育成し、アジア全体で水準を上げていくことを重視している。そして、そのための人材の交流や技術・経験の伝達などを進めている。国内のリサイクル産業の海外展開を進めるのも、その一環と考えられる。

確かに、輸出先となるアジア諸国において廃棄物処理制度や関連産業が日本と同等水準に整備、育成されれば、日本から輸出される使用済み製品や中古品がどこで廃棄されても問題にならない。EU内では、指令等によりどの国にどのような状態で製品が流通しても同水準で処理される。これがアジアでも同じようになるのである。

しかし、域内で同水準の制度が整備されても、そのモニタリングに差が出る可能性はある。また、産業の形成や個々の企業の社会的責任の認識度にも違いが生じれば、域内であっても処理行動に差が出てくるかもしれない。加えて、制度や産業が整備されているはずの日本でも、見えないフローなどの問題があり、アジア全体で適正処理の方向に流通するようなそのものの制度設計の議論をする必要はまだある。廃棄物の処理費用の安い方向に流れるのは、どの地域、どの時代であっても変わらないと考えられ、それがアジア全体に広がれば、従来の廃棄物処理制度ではコントロールが難しくなる恐れがある。さらに、仮にアジア域内で適正処理が実現できたとしても、域外への流出の問題もある。実際に、自動車は、アフリカや南米を含め、全世界に流通しており、アジア域内に流通するのはその一部である。

理想は、政策対話や情報提供、協力などを全世界で展開していくことである。もちろん、そのための努力は必要だが、これには多くの時間と労力を要する。経済産業省の議論では、時間軸で対応・解決すべき課題を区別していた。アジア各国国内における循環型経済社会の構築やアジア域内における資源循環ネットワークの構築を中長期的な課題とし、廃棄物処理・リサイクルに伴う環境汚染の防止の厳格化を短期的に取り組むべきとされていた。

上述の通り、「循環資源の国内処理と国際移動に関する原則」では、発生国内での適正処理を原則としたうえで、日本の輸出管理の強化をする。自区内処理の考え方を優先し、アジア全

体での水準の向上を求めるのは重要だが、同時に輸出管理の議論を進めることも重要である。輸出管理は、短期的課題として時間の面での優先順位は高いと考えられる。

難しいのは、リユース目的で輸入される中古品の場合は、輸出時の管理で処理後の問題に対応できないことにある。つまり、リユースされた後に廃棄物の不適正な流通の可能性があるが、それは輸出段階では識別できない。輸出国である日本のリサイクル制度には生産者の回収義務が制度化されているものもある。生産者を含め、国境を越えた関係者の役割分担が重要であり、その議論を並行して進める必要があるだろう。

## 注

\*本研究は科学研究費補助金（研究課題番号：23710058）の成果の一部である。なお、本稿は一橋大学経済研究所環境ワークショップ2012（2012年3月15日）の報告の一部である。久保庭眞彰先生、寺西俊一先生をはじめ、多くの先生方より建設的なコメントをいただいた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

- 1) 初期の主要な研究成果として、国立環境研究所・国連大学高等研究所・東京大学大学院（2004）、国立環境研究所・東京大学大学院・アジア経済研究所（2005）、小島編（2005）、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課編（2005）などがある。日本の環境経済政策学会でも、2003年大会よりこれをテーマにする研究が見られ、徐々に増加し、2007年、2009年、2010年大会では国際資源循環のセッションが設けられていた。
- 2) これは、未遂ではあったが、同じ業者の証言では、その前年に釜山に「鉄くず」を500トンずつ輸出しており、コンデンサー類がまじっていた可能性があるとのことだった（朝日新聞1988年3月4日付け記事より）。
- 3) 再利用目的であり、契約では有償で売却しているが、運送費を排出者側が負担をする一方で販売代金が未収であるとし、事実上逆有償となっていたという（朝日新聞1998年3月15日）。また、浜松市の貿易会社は、同様のアルミニウム二次精錬業者より事実上逆有償で引き受けた残灰を、フィリピンに輸出していたという記事もある（朝日新聞1998年3月17日）。
- 4) 他の課題は、(1)今後とも循環型社会の構築に対する要請の一層の高まりに適切に対応し、その際に対策を講ずべき対象業種・製品のクライテリアを一層高度化すること、(2)製品の設計・製造段階において3Rへの配慮を組み込む制度の実効性を今後とも強化すること、(3)3Rの取組を支える再生部品・再生資源の供給面・需要面の基盤を強化すること。
- 5) なお、上記は、第1回産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（2001年1月26日）での審議を経て最終報告となったが、その前に開催された第25回産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会（2000年11月6日）の議題に「資源有効利用促進法の施行に向けて（素案）」が提示されている。ここには、上記の4つの課題はなく、また海外を視野に入れた記述もない。ただし、「海外諸国における現状について」という配布資料があり、EUの廃電気電子機器指令案や電気電子機器の環境に与える影響に関するEU指令案、使用済自動車に関するEU指令、ドイツの容器包装リサイクルに関する最近の議論などについて説明されている。これらを踏まえて、上記の意味での海外の視点が「資源有効利用促進法の施行に向けて」に盛り込まれたと言える。
- 6) 他の個別論点は「廃棄物・リサイクル（3R）に係る取組に関する基本的考え方の整理」「3Rの取組の実効性確保のための施策の深化」である。また、他の問題意識は「拡大生産

者責任（EPR）等の基本的な考え方の整理」「3 Rに係る対策を講ずべき業種・製品、取組のクライテリアの高度化」「リサイクル率」等の定義と算出方法についての整理」「製品アセスメント手法の確立・普及と3 Rの取組のモニタリング」である。以上は、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会第1回企画ワーキンググループ（2001年7月26日）配付資料「廃棄物・リサイクル小委員会企画ワーキンググループにおける検討課題について」より。

7) 「適切な調査や統計上の位置付けにより、製品や素材毎に国際的なマテリアルフローの実態把握に努めていく。その上で、国内リサイクルシステムの確立状況と併せて類型化を行い、上記の考え方に基づき、必要に応じ適切な国際マーケットの整備について検討していく。再生資源の国際マーケットを整備するため、再生品の品質や需給状況などの情報流通を改善する手法について検討していく」とある。

8) 「当面は3 Rを前提にした国内でのリサイクルというか、3 Rのシステムを作り上げるというのが大前提だろうと思うのですが、ただ、最近いろいろなデータを見ましても、生産基盤が急速に海外に移転しているという現実があると思うのです。時期が若干早いのかもわかりませんが、貿易材としての廃棄物をどう考えるのかという議論をそろそろ始めておいたほうがよいのではないかと思います。」（日本放送協会・松尾正洋委員）

「いまの松尾さんの話は非常に重要な視点なので、そういう意味では、あるものについてはもうかなり急がれる、前にも指摘させていただいた家電のCRTの問題もあるわけで、もうそろそろ、先ほど当面というお話がここにありましたけれども、当面の中に入ってくる問題かもしれませんね。そういう意味で積極的に取り上げていただきたい。それから輸入品に対する3 R設計の適用の話も重要なので、ある意味では輸出入に絡めての問題ということで、ここでは明示的には出てきてないのですが、あるいはその辺のところをきちんと出していたくということも必要なのではないかと思います。」（早稲田大学・永田勝也委員）

9) 「現実には、例えばペットボトルの廃棄されたものが相当量東南アジア方面に出ている。あるいはほかのリサイクル商品なのですが、中古品も一部入っていますけれども、家電にしても相当量出ているわけです。ちまたで言われているのは50%くらい輸出されているであろうと言われているわけですし、そうなるとういうことに対してどのように物事の整理をリサイクル、3 Rの中でしていくのかということ、きちんとこの枠組みの中に入れていくべきだと思うのです。そういう意味ではグローバルというか、特に日本の場合ですと地域的にも対象が東南アジアになると思うのですが、そことのきちんとした広域的な循環型社会の形成の中で位置付けていくということが大切だと思うのです。これは単に昔で言う廃棄物を垂れ流すということではなくて、実際資源の有効利用というのは私が見聞きしている中でも多くのものが、日本におけるリサイクルよりも、これは品物によって違うのでいちがいには申せませんが、東南アジア、例えば中国などでやっているほうが日本よりも人件費が安いですから、相当量分別して、再利用されている。リサイクルされているというのが多いわけです。これはもちろんそのためにはというか、それを進めていく上にはパーゼル条約の関連があるわけですし、この辺を、例えば二国間協定を積極的な進めるというか、そういう国ベースでのインフラ整備を進めていく中で、こういうようなことができないだろうかと考えていまして、この辺に対してのご見解というか、この辺の位置付け、もちろんキーワードとして挙げられていますので、たぶんそういう方向で検討されているのであろうと推測はしていますけれども、コメントをいただければと思います。」（日本貿易会・丸岡代理）

- 10) 「実はまさにご指摘の通りでして、特にアジア大でのやはりリサイクルのフローというのが、これから現実に議論しなければいけない問題になると思うのですけれども、他方で、例えばごみの違法な輸出ではないかとか、そういう懸念がある中で、いかにうまく資源循環をアジア大できれいに実現させていくかということは、きわめて重要な課題だと思っています。思っていますが、本当はここに入れてもよい課題かとも思うのですけれども、そこまでまだやりきれていませんので、中期的課題としてご指摘を承ります」(第4回廃棄物・リサイクル小委員会)、「前回の10月3日の際にも、やはりアジアという規模でのリサイクルの促進というのは図る必要があるとご指摘いただいています、これはわれわれとしては非常に重要な問題だと認識しています。パーゼル条約との関係、あるいは適正な、ある意味では本当に望ましいアジアレベルでの効率的な資源循環というものと、それからある意味では一部けしからん人たちがいるようなごみの単なる垂れ流しの輸出というものを、これをどうやって峻別するかということを中心として、やはりアジア大での望ましいリサイクルの輪というものを作る必要があると思っています。そういった意味で、われわれとしては重要な課題だと認識をしていますので、またいろいろとその点は教えていただければと思います」(第5回廃棄物・リサイクル小委員会)
- 11) 3 Rイニシアティブ会合は2005年4月28日～30日にかけて開催された環境大臣主催の閣僚会合であり、そこでは20カ国の担当閣僚等及び4国際機関の代表が3 Rに適した技術など3 Rの国際的な推進のための議論を行った。
- 12) 同専門委員会は中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の小委員会として2006年11月18日から翌年2月15日にかけて計5回の議論を行った。その後しばらく開催されなかったが、2008年4月16日に第6回目の会合が開かれている。
- 13) 環境省報道発表資料「中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会 中間報告について」(2006年2月24日)において、「環境省では、これを受け、来月上旬に東京で開催される「3 Rイニシアティブ高級事務レベル会合」の場で、我が国の取組を発表するとともに、今後の国際的な取組について、意見交換や新たな提案を行っていくほか、平成20年のG 8サミット等を節目に、国際的に循環型社会を形成していく取組を一層推進していく。」と記述されている。
- 14) 環境省報道発表資料2008年3月24日「第2次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定について」より。なお、他の3つは、(1)循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の統合、(2)地域循環圏の構築や3 Rの国民運動を推進、(3)循環型社会の形成へ向けた指標の充実と進捗の定量的把握・評価である。
- 15) 2010年度には、中国において北九州市－大連市、茨城県－天津市、福岡県－江蘇省との間で事業実施可能性調査、人材育成事業等を実施した。また、中国以外のアジア各国では、秋田県－タイ・マレーシア、北九州市－タイ、北九州市－インドとの間で協力事業を実施したとされる(環境省、2011)。これらを含めて、環境省の中央環境審議会循環型社会計画部会(第64回、2011年10月21日)で日本のリサイクル産業のアジア展開について紹介がされている。
- 16) 環境省(2011)より。なお、このアジアエコタウン協力事業のほか、アジア資源循環実証事業、インフラ・システム輸出促進調査事業が実施されているが、これらは2010年6月に産業構造審議会がとりまとめた産業構造ビジョン2010に基づくものとされる。

## 参考文献

### 産業構造審議会関係資料

- [1] 通商産業省環境立地局編（2000）『循環経済ビジョン—循環型経済システムの構築に向けて』通商産業調査会
- [2] 産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会（第25回）「資源有効利用促進法の施行に向けて（素案）」「海外諸国における現状について」、2000年11月6日
- [3] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第1回）「資源有効利用促進法の施行に向けて」、2001年1月26日
- [4] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会企画ワーキンググループ（第1回）「廃棄物・リサイクル小委員会企画ワーキンググループにおける検討課題について」、2001年7月26日
- [5] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会企画ワーキンググループ（報告書）「循環型経済システムの高度化に向けて」、2002年2月
- [6] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第3回）「企画ワーキンググループ中間取りまとめのアクションプランの取組状況」、2002年7月18日
- [7] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第4回）「廃棄物・リサイクル小委員会における検討課題について」、2002年10月3日
- [8] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第5回）「3Rの推進の観点から見た循環型経済システムの論点」、2002年10月29日
- [9] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第6回）「論点ごとの課題と政策対応の整理」、2002年11月25日
- [10] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第7回）「今後取り組むべき3R対策の重点課題」、2002年12月17日
- [11] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第8回）「今後取り組むべき3R対策の重点課題」、2003年9月8日
- [12] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第9回）「国際資源循環ワーキンググループの設置について（案）」、2004年5月27日
- [13] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループ（第1回）「国際資源循環に関する現状と論点」、2004年6月18日
- [14] 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループ（報告書）「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」、2004年10月
- [15] 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課編（2005）『アジアリサイクル最前線—動き始めた循環資源』経済産業調査会

### 中央環境審議会関係資料

- [16] 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（第1回）「廃棄物処理・リサイクルの現状と課題」、2001年4月16日
- [17] 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（第2回）「廃棄物・リサイクル制度の基本問題について」、2001年8月8日
- [18] 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（第3回）「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する検討結果について」、2002年1月18日

- [19] 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ」、2002年3月22日
- [20] 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（第11回）「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する制度面の見直し等について（報告）」、2002年10月18日
- [21] 中央環境審議会「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」、2002年11月22日
- [22] 環境省「『環境立国』実現のための廃棄物・リサイクル対策」について」、2003年8月29日
- [23] 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（第15回）「今後の廃棄物・リサイクル対策に係る検討事項」、2003年11月19日
- [24] 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（第16回）「廃棄物・リサイクル対策に係る個別課題」、2003年12月22日
- [25] 中央環境審議会「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について（意見具申）」、2004年1月28日
- [26] 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会（第1回）「アジア地域における循環型社会形成の検討について」、2005年11月18日
- [27] 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会（報告書）「国際的な循環型社会の形成に向けた我が国の今後の取組について—東アジア循環型社会ビジョンの共有へ— 中間報告」、2006年2月
- [28] 環境省（報道発表資料）「中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会 中間報告について」、2006年2月24日
- [29] 環境省（報道発表資料）「第2次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定について」、2008年3月24日

#### その他文献・資料

- [30] Basel Action Network and Silicon Valley Toxics Coalition (2002), *Exporting Harm The High-Tech Trashing of Asia*
- [31] 環境省（2002）『循環型社会白書 平成14年版』ぎょうせい
- [32] 環境省（2008）『環境・循環型社会白書 平成20年版』日経印刷
- [33] 環境省（2011）『環境白書—循環型社会白書・生物多様性白書 平成23年版』日経印刷
- [34] 国立環境研究所・国連大学高等研究所・東京大学大学院（2004）『平成15年度廃棄物処理等科学研究 研究報告書 アジア地域における資源循環・廃棄の構造解析』
- [35] 国立環境研究所・東京大学大学院・アジア経済研究所（2005）『平成16年度廃棄物処理等科学研究 研究報告書 アジア地域における資源循環・廃棄の構造解析』
- [36] 小島道一編（2005）『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所